

# 平成 22 年度税制改正に関する重点要望項目

平成 21 年 10 月 16 日  
日本商工会議所

- ◆わが国経済は、二番底やデフレが懸念され、**中小企業や地域は非常に厳しい状況**にある。
- ◆早期の景気回復や持続的な経済成長を実現するためには、**地域経済や雇用を支える中小企業等の活力を強化する大胆な税制が必要**である。一方、活力を阻害する税制は避けるべき。

## 1. 中小企業等関係の租税特別措置の恒久化

- 真に必要な租税特別措置（租特）は、恒久化すべきである。
- わが国の成長力強化に向け、**中小企業等の設備投資・研究開発を促進**するため、今年度末で適用期限を迎える以下の租特は、**拡充・延長・恒久化**を図られたい。
  - ・中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例、中小企業技術基盤強化税制、研究開発促進税制、情報基盤強化税制等。
  - ・軽減税率を引下げる等の財源のための**中小企業等関係租特の縮減は避けられたい**。
- 租特整理等法案において、**適用実態調査の事務負担の最小化**や**中小企業名の公表の慎重化**により、**企業経営に悪影響を与えないような特段の配慮**をお願いしたい。

## 2. 中小企業の経営基盤強化に資する税制措置

- 中小企業の経営基盤強化に向け、**軽減税率の引下げ、特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の廃止、欠損金制度の拡充、事業所税の廃止**を講じられたい。
- 中小企業の経営統合や事業統合等を促進する新たな税制措置**を検討されたい。
- 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設など**新規創業支援の税制措置**を図られたい。
- 中小企業の大きな役割である雇用維持のため、**雇用促進の税制措置**を講じられたい。

## 3. 事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充

- 事業承継の円滑化**に向け、**納税猶予適用対象株式の拡大**（信託された株式や既に相続時精算課税制度を活用して生前贈与された株式を含める）を図られたい。
- 親族外の事業承継の円滑化**や**分散した株式の集中化**に資する措置を講じられたい。

## 4. グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、断固「反対」

- 親会社が中小・中堅企業（資本金 10 億円以下）の場合、断固「選択制」とすべきである。
  - 中小・中堅企業グループでは、分社化しつつ全体戦略によるグループ経営を行ったり、関連会社を 100%子会社化したりするなどにより、「グループ全体をあたかも一企業のように捉えた一体的運営が進展している」ことが示されていない。
- 親会社が中堅企業（資本金 1 億円超 10 億円以下）の場合、子会社の中小特例は、断固「維持」すべきである。
  - 中小特例が否認されると、子会社の中小企業の財務基盤が損なわれ、投資・雇用等の拡大が抑制され、地域経済の活性化やわが国の経済発展に大きな障害となる。

## 5. 「会計の国際化」からの影響回避

- 確定決算主義**（会社法上の確定決算に基づき課税所得を計算して申告すること）を維持し、欧州諸国と同様、**会計基準を「連結財務諸表」と「個別財務諸表」とに分離し、課税の基礎となる「個別財務諸表」はわが国独自の制度を策定されたい**。
  - 海外からの資金調達の実効性が乏しい**中小企業など非上場企業まで**、コンバージェンス（国際的な会計基準の収斂）の名のもとに、「**会計の国際化**」（コンバージェンスや国際会計基準の適用）の**影響を及ぼすことは問題**である。

以上